

随意契約に係る情報の公表(物品役務等) 令和6年10月分

物品役務等の 名称及び数量	契約の締結者の氏名 及び造幣局の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書 又は訓令若しくは通達の根拠規定及び 理由(企画競争による場合はその旨)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者 数	
熱間圧延機(電気系)点 検作業(広島支局) 一 式	独立行政法人造幣局 理事 佐藤 雄作 大阪市北区天満1-1-79	令和6年10月9日	八洲電機株式会社中国支社 広島市中央区小町1-25	9010401029819	公募を実施した結果、業務の履行可能 な者が1者であって、その者との契約で あり競争を許さないことから、独立行政 法人通則法第49条の規定に基づいて 定める独立行政法人造幣局の会計に 関する事項についての規程第27条第2 項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格 を類推させる恐れがあるため 公表しない	9,130,000円	-	-	-	-	-	
会計監査業務 一式	独立行政法人造幣局 理事 佐藤 雄作 大阪市北区天満1-1-79	令和6年10月10日	有限責任あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1-2	3011105000996	独立行政法人通則法(平成11年法律 第103号)第40条の規定に基づき、主 務大臣(財務大臣)が、独立行政法人 造幣局の会計監査人として当該監査法 人を選任したものであり、競争を許さな いことから、独立行政法人通則法第49 条の規定に基づいて定める独立行政 法人造幣局の会計に関する事項につ いての規程第27条第2項に該当するた め。	10,783,850円	10,783,850円	100.0%	-	-	-	-	
総合健康診査業務 212 人(予定数量)(検査項 目数(オプション含む) 622項目(予定数量))	独立行政法人造幣局 理事 佐藤 雄作 大阪市北区天満1-1-79	令和6年10月18日	国家公務員共済組合連合会 大手前病院 大阪府中央区大手前1-5-34	2010005002559	役職員が選定し受検する医療機関のう ち、支払金額が高額となる者との間で、 支出の使途の明確化及び事務の効率 化を図ることを目的として契約を締結 するものであり、契約の相手方は特定さ れることから独立行政法人通則法第49 条の規定に基づいて定める独立行政法 人造幣局の会計に関する事項につい ての規程第27条第2項に該当するた め。	同種の他の契約の予定価格 を類推させる恐れがあるため 公表しない	9,672,164円	-	-	-	-	-	単価契約

(注1) 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注3) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

